

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十八号

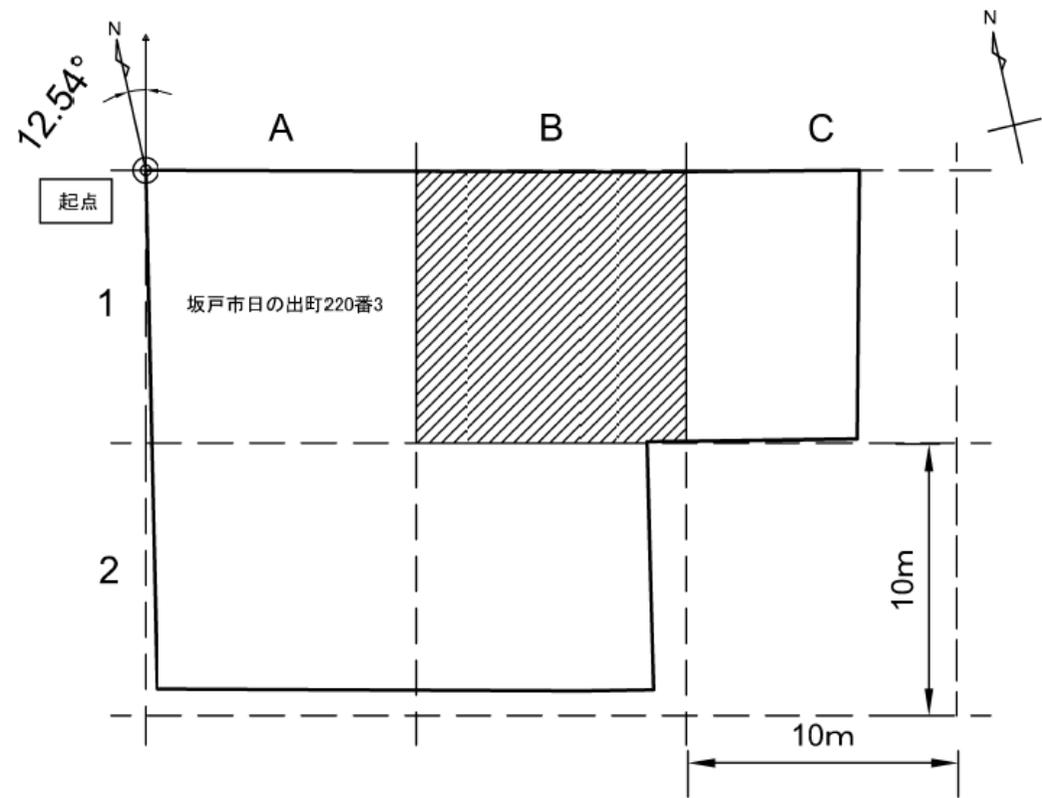
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和二年埼玉県告示第三百四十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市の出町二百二十番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた実施措置  
原位置での浄化による除去

別 図



**【起 点】**  
 起点は、坂戸市日の出町220番3の最北端とする。

**【凡 例】**  
 - - - 単位区画  
 ——— 敷地境界  
 要措置区域を解除する区画

**【格子の回転角度(12.54°)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。